**紺綬褒章飾版**

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

後藤キミヨ　佐藤　英志　仲田　征一
望月　靖允　杉村　克治　坂口　美鈴
丹　みつ　丸山　秀二　宮副　武史
十河　元生　野櫻　義之　大津　衣映
大矢　健治　佐藤　茂　齋藤　貢司
岡田　唯洋　荒木　源徳

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける

牧　寛之　松田　憲二　中島　尚彦

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

**紺綬褒章飾版並びに賞杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

武内ヒサ子　福島　京子
鈴木仙太朗　高橋　秀夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

**褒状**

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

三友商事株式会社
株式会社ＦＡＣＴ
堺ヤクルト販売株式会社
株式会社大江鐵工
株式会社アイザック
株式会社丸八
株式会社合同資源
鈴木工業株式会社
冨士機材株式会社
株式会社万代
日本発條株式会社
株式会社足利銀行
コムテック株式会社
一般社団法人日本モバイル建築協会
株式会社アルファス計装
大地コンサルタント株式会社
山一金属株式会社
株式会社長屋工業
株式会社西海建設
株式会社ＦＤＳ
株式会社山越
株式会社岡谷組
株式会社千商
釧路信用金庫
株式会社レビア
株式会社あべはんグループ
株式会社日本土地建物
生活協同組合コープさっぽろ
株式会社都市開発
一般社団法人山梨県建設業協会
株式会社藤木工務店
サムティ株式会社
三友プラントサービス株式会社
富山大学医学部同窓会
デビス株式会社
株式会社ウオロク
株式会社メルコグループ
株式会社Ｂｌｕｅ　Ｓｋｙ　ＦＣ
株式会社三五
建装工業株式会社
ユナイテッドトヨタ熊本株式会社
ＴＯＰＰＡＮ株式会社
株式会社シーボン
大邦テクノプラント株式会社
ダイドー株式会社
マルヤス工業株式会社
株式会社ゴールドマン
日本曹達株式会社
株式会社ローシンサービス
株式会社メンテックワールド
旭化成株式会社
真如苑
Ｅａｓｔ　Ｓｉｄｅ株式会社
株式会社ハウスホールディングス
Ａｐｐｌｅ　Ｊａｐａｎ合同会社
株式会社ＪＡＰＡＮ　ＳＴＡＲ
北星運輸株式会社
株式会社ＴＴＣ
株式会社プロシップ
函寒共立土建株式会社
株式会社シズナイロプラス
有限会社須田工業
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社
ローム株式会社
まるか食品株式会社
合同会社グリーンパワー石狩
東和工業株式会社
株式会社タケエイ
株式会社アイ・テック
株式会社アステム
芙蓉エクセル株式会社
株式会社ヤマト実業
株式会社南三堂
ジー・オー・ピー株式会社
田中産業株式会社

褒章条例第二条により褒状三枚を授ける（各通）

**追賞賜杯**

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故中川久美子遺族　中川　厚子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

**追賞賜杯**

業務に精励したので、令和八年一月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故建部武司遺族　建部智恵子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

# 官庁報告

## 官庁事項

**北陸地方整備局公示**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　諭

１　河川の名称　阿賀野川水系阿賀野川、阿賀野川水系早出川
２　河川管理施設の名称又は種類　阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防
３　河川管理施設の位置　新潟県五泉市馬下字屋敷添1802番地先から新潟県五泉市馬下字川原2018番８地先まで、新潟県五泉市羽下字久徳285番地先から新潟県五泉市下条字堤外714番１地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　新潟県新潟地域振興局長　斎藤　茂樹
住所　新潟県新潟市秋葉区新津4524番１
５　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧。
６　管理の期間　令和７年12月25日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　諭

１　河川の名称　阿賀野川水系阿賀野川、阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防
２　河川管理施設の名称又は種類　阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防
３　河川管理施設の位置　新潟県新潟市東区下山二丁目599番１地先から新潟県新潟市東区一日市180番１地先まで、新潟県新潟市東区中興野2686番３地先から新潟県新潟市秋葉区中新田字久保884の１番地先まで、新潟県新潟市秋葉区中新田字道上103番１地先から新潟県新潟市秋葉区下新字堤外429番２地先まで、新潟県新潟市秋葉区下新字堤外421番２地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　新潟市長　中原　八一
住所　新潟県新潟市中央区学校町通１番町602番地１